

神 監 1 第 102 号
令和 7 年 6 月 5 日

A 様

神戸市監査委員	細	川	明	子
同	大	澤	和	士
同	福	本	富	夫
同	菅	野	吉	記

王子公園の土地譲渡に関する
住民監査請求の監査結果について（通知）

令和 7 年 4 月 11 日付けをもって受け付けた標記の住民監査請求について、
地方自治法第 242 条第 5 項の規定により、監査した結果を次のとおり通知し
ます。

第 1 請求の内容

令和 7 年 4 月 11 日付けをもって受け付けた措置請求書によると、請求の内容は次のとおりと解される。

1 要旨

神戸市が学校法人関西学院（以下「関西学院」という。）との間で締結した王子公園の一部に係る土地譲渡契約は、都市公園法の要件を満たさずになされた点につき違法であることから、当該契約の撤回等を求める。

2 請求の対象執行機関

神戸市長

3 対象となる財務会計上の行為等

神戸市が令和 6 年 10 月 31 日付けで行った、同市が所有する灘区王子町 2 丁目及び 3 丁目のうち約 3.5 ha（以下「本件土地」という。）を関西学院に売却する旨の土地譲渡契約（以下「本件契約」という。）の締結及び履行

4 上記 3 が違法・不当である理由

本件契約は、同年 10 月 31 日に仮契約として締結され、同年 12 月 4 日の市会の議決により本契約となった。本件契約によれば、本件土地の引渡しは令和 7 年 9 月 30 日とされている。

上記引渡しの前提として、本件土地を都市公園法上の「都市公園」から除外する手続き（以下「本件公園廃止」という。）が必要である。神戸市所管局は、本件公園廃止は都市公園法第 16 条第 1 号の「公益上特別の必要がある場合」に該当すると説明している。

しかし下記(1)～(4)のとおり、本件公園廃止は都市公園法第 16 条第 1 号の要件を満たさない。

(1) 都市公園法第 16 条第 1 号の廃止の要件は厳格であること

都市公園法第 16 条は「みだりに都市公園の区域の全部又は一部について都市公園を廃止してはならない」旨を定め、廃止要件として同条第 1 号に「都市計画事業が施行される場合その他公益上特別の必要がある場合」と定めている。

「特別の」という文言上、また都市公園法の立法経緯、立法趣旨及び国土交通省の都市公園法運用指針を踏まえても、公益上特別の必要があると認められる場合は極めて限定的であることは明らかであり、廃止は慎重かつ抑制的になされるべきである。

そのみならず、公益上特別の必要があるか否かを考慮するにあたっては、当該公園が従来果たしてきた機能や周辺住民をはじめとした市民が享受してきた利益を踏まえて、当該公園が廃止されることによって市民が被る不利益について最大限考慮し

なければならない。

(2) 王子公園の果たしてきた機能・効果

ア 防災性向上効果

王子公園は、阪神・淡路大震災発生直後の周辺住民の緊急避難場所、その後の広域避難所、自衛隊の駐屯地、緊急ヘリポート、仮設住宅用地等として機能した。過去の経験を踏まえて、王子公園は地震等の災害時には必要不可欠の場所である。

また王子公園周辺は、神戸市が指定している著しく危険な密集市街地が近くに存在するところ、大火が発生した際には、王子公園は住民の緊急避難場所として機能するとともに、延焼を防止する機能も果たす。

津波発生の際の緊急避難場所としても機能する。

イ 環境維持・改善効果、景観形成効果

王子公園は、多数の樹木が植栽されている等、豊かな自然を形成している。

緑の少ない市街地の中における景観形成という点でも有効である。

ヒートアイランド現象の緩和にも一役買っている。

ウ 健康・レクリエーション空間提供効果

王子公園には様々なスポーツ施設や遊歩道が設置され、市民によって利用されてきた。

エ 子育て・教育効果

王子公園内の施設は、周辺の学校が利用したり、周辺に居住する子ども達が利用したりする等により、子育て・教育という観点でも大きな役割を果たしてきた。

オ コミュニティ形成効果

王子公園内のサブグラウンドでは、地域の小学生向けの消防訓練が毎年実施され、地域の諸活動の場としての機能・効果も有している。

(3) 本件公園廃止によって住民が受ける不利益

本件公園廃止後は、本件土地への大学誘致を中核として、王子公園の再整備が行われる予定となっている。当該再整備予定の内容では、(2)の機能・効果が現状よりも減殺される。

(4) 本件公園廃止等により住民が受ける利益が十分に検証・考慮されていない

神戸市は、(3)に関し、大学誘致の公益性として人口増加による周辺地域の活性化や経済効果を主張している。

しかし、具体的な活性化や経済効果について綿密な検証がなされた形跡はない。神戸市の主張をすべて総合しても、あえて公園を廃止し、大学を誘致する公益上の特別の理由があるものとは到底いえない。

現在の世間一般の主流ともいえる借地形式が検討されていないことも極めて不自然

である。

以上のとおり、神戸市は考慮すべき事情を考慮せず、考慮する必要のない事情を考慮して、本件公園廃止を都市公園法第 16 条第 1 号の「公益上特別の必要がある場合」に該当すると判断している。当該判断に基づく本件公園廃止は、社会通念上著しく妥当性を欠くものであり、行政の裁量権の逸脱又は濫用により違法である。

したがって、かかる違法かつ不当な処分を前提とした本件契約についても違法かつ不当である。

5 本市の損害

神戸市民にとってかけがえのない財産である王子公園の土地の一部が失われる旨の損害が生じる可能性がある。

6 請求する措置

本件契約を撤回する是正措置、あるいは、本件契約を撤回する措置を講じないことについて改める措置、あるいは、神戸市が被った損害を補填するための必要な措置。

第 2 請求人の陳述等

請求人に対し、地方自治法第 242 条第 7 項の規定に基づき、陳述と証拠の提出の機会を設けたところ、請求人から弁護士 3 名を代理人と定め、本請求に係る陳述について委任する旨の委任状が提出され、請求人及び代理人の陳述を聴取した。

また、令和 7 年 4 月 22 日付け並びに同年 5 月 13 日付けで補正書を受け付けた。

なお、新たな証拠の提出はなかった。

1 陳述の概要

- ・ 人口減少時代に、新たに大学を誘致するメリットが分からない
- ・ 文教地区である王子公園の大学誘致が都市ブランドになることについての疑問
- ・ スポーツ施設への疑問
- ・ 手続きの疑問、公園緑地審議会が出た問題点や意見が、都市計画審議会での審議の対象とならないのは手続き上おかしいのではないか

2 措置請求書の補足

○ 新たなスタジアムに対しての心配・懸念点

- ・ スタジアムが北に移ることで住宅や社会福祉施設等に隣接することになるが、ヘリコプターの騒音問題に対応できないのではないか
- ・ スタジアムが小さくなりオープンスペースが物理的に狭くなることによって災害

時の活動に制約が出てくると想定される

- ・ 工事期間中に南海トラフ地震など大規模災害が発生した場合への備えはどうなるのか説明がないが、十分な防災対応が取れるのか
- 緊急避難場所としての具体的な心配・懸念点
 - ・ 公立の学校開放とは異なり、誘致する大学は私有地にあたることから、災害発生時にどこまで避難所として開放されるのか明らかにされておらず、安心できない。また、市として協定の締結に尽力している姿勢も見られないため、安心できるものがない。
- 環境維持・改善効果、景観形成効果に関し、立体駐車場や大学の高い建物が建設されることによって圧迫感や閉塞感が生じることによる具体的な心配・懸念点
 - ・ 大学の高さが 31m であれば王子動物園の観覧車の上の方と同じであるため、相当な高さだということで危惧している。また、大きな建物により公園内の風通しなど、様々な環境に影響が出るのではないかと、それらについて明らかにされていない。
- 健康・レクリエーション空間提供効果に関し、遊歩道における安全性や静謐性に影響が生じる恐れに対する具体的な心配・懸念点
 - ・ 特に休日での渋滞が酷く 30 分以上入れないことが多いという駐車場の現状を踏まえれば、今まで遊歩道だったところが、渋滞の列となるのは明らかに環境汚染である。
- 子育て・教育効果に関し、子どもが気軽にスポーツをしたり、日常的に遊びを楽しむ場が減少することについての具体的な心配・懸念点
 - ・ 王子プールは、親子が一緒に楽しめる家族で行けるプールであるが、市内には同様の役割を果たせるプールは無く、ポートアイランドのプールを拡張してもその代わりにはならない。また、「緑の広場」に新たに作る親水広場では、子どもを遊ばせることはできても、親子が一緒に遊ぶことは出来ない。
 - ・ テニスコートは、試合をやっていないときには、基本的に放課後デイサービスとか、お子さんを連れて、学校の運動場の代わりのように使われているが、それができなくなるのはとても不便。
 - ・ 現状、週に 1 回使われている相撲場は、他には遠くに 1 カ所あるだけだが、施錠されている学校内であることから、ここをオープンに利用できるかどうか明らかにされていない中、代替だと言われても無理がある。
 - ・ サブグラウンドは、ラジオ体操で使っているほか、近隣の中学校が陸上トレーニングでも使っている。現在は空いていればいつでも使える運用だが、再整備後は申し込みをしなければ使えない運用となり、不便。
 - ・ バスケットコートについて、バスケットボールは小学校高学年以降しか扱っておらず、公園を元々使っていた幼児やお年寄りが怪我をするのではないかと不安がある。
 - ・ プールやサブグラウンドは無くなり、テニスコートは 6 面から 2 面に減るなど、

健康やスポーツに使えるスペースがなくなる。近くの高校では、テニスコートが減ることを受け、今年から硬式テニス部の募集をやめている。

- ・ スタジアムのトラックは、今は8レーンあり、例えば小学校の運動会で1クラスを2チームに分け、6チームが一斉にスタートするなどが可能だが、再整備により4レーンとなると運動会のような使い方が出来なくなる。また、3月にイメージ図が出てくるまで分からなかったが、その4レーンについても、観客席の下にバトンゾーンがあり、スタートもゴールも観客は見るできないという欠陥がある。
- コミュニティ形成効果に関し、占有利用している行事と心配・懸念点
 - ・ 区民が楽しみにしている六甲ファミリーまつりについて、だんじりはコンクリート舗装された広い駐車場があるからできたものだが、再整備後はできるか分からない。婦人会主催のたこあげ大会なども行っているが、これらの行事について、王子公園再整備期間中は休止しても、再整備後また行事を復活できるかが分からない。
 - ・ 学校が手狭で運動会を王子公園でやる小中学校があるが、王子スタジアムが使えなくなるとグリーンアリーナまで行くことになるという話も聞いた。なぜ、灘区の小中学校が区内ではなく、そんなに遠くまで行って運動会をすることになるのか。
- 大学誘致により周辺地域が活性化していくのか、どこに経済効果が現れるのか等について、具体的に綿密な検証がなされた形跡はないことによる心配・懸念点
 - ・ なぜ大学が王子公園に必要なのかという問いに対し、地域の活性化策とか経済効果と言われるが、王子公園に大学がくるメリットについて明確にされていない。
- 学生が卒業後も市内に定着する可能性が漠然とした可能性に過ぎない考える理由
 - ・ 市内に20以上の大学があるが、その卒業生がどれぐらい神戸に貢献しているのか検証しているのか。新たに来るところに期待するより今いるところに実績をあげてもらう方が先ではないか。
- 考慮する必要がある事情を考慮して判断に至っていると指摘している理由
 - ・ 最初から大学誘致の見直しはしないとしか言わず、市民が納得する内容・理由ではない。活性化されれば、公園や動物園をきれいにするとか、動物園を拡張するとか、施設が古くなっているから改修するとか、使いやすくしてほしいなどが市民や地域住民の願いである。経済効果があるという理由で大学を持ってくるという説明では、考慮すべき市民の利益、住民の利益が全く考慮されていない。
- その他
 - ・ 関西学院の学生によるマナー違反に対し、周辺住民の苦情が問題となっている。大学は保護者等への注意喚起を行っているが、神戸市は学生のマナー違反に対し大学任せの姿勢であり、地域は安心できない状況にある。

第3 監査の実施

1 監査の対象

請求人は、神戸市職員措置請求書及び請求書に添付されている事実証明書で、令和6年10月31日付け本件契約は、その前提となる神戸市が行った公園の廃止について、都市公園法第16条第1号の「公益上特別の必要がある場合」に該当せず、その判断は、要件を満たさずになされた点につき、社会通念上著しく妥当性を欠くものであり、行政の裁量権の逸脱又は濫用により違法であるため、本件契約を撤回する是正措置、あるいは、本件契約を撤回する措置を講じないことについて改める措置、あるいは、神戸市が被った損害を補填するための必要な措置を講じるべきとし、対象となる行為と違法事由を特定している。

したがって、監査の対象を以下のとおりとする。

- ・ 神戸市が行った公園の一部廃止は、都市公園法第16条第1号の「公益上特別の必要がある場合」に該当するのか
- ・ 本件契約の前提となる本件公園廃止は、法的に適正か、また、これに伴う計画等の決定手続きや議論は適切に行われていたのか

2 監査の実施

関係職員から事情を聴取したほか、関係書類等について監査を実施した。

また、法律的な視点からの監査については、弁護士への相談により行った。

第4 監査の結果

1 事実の確認

(1) 関係法令等（都市公園法運用指針含む）

都市公園法第16条では、都市公園の区域の全部又は一部について、みだりに廃止してはならないこととなっており、廃止を認める場合についても限定列举されている。

＜参考＞都市公園法（昭和31年法律第79号） 抜粋

第16条（都市公園の保存） 公園管理者は、次に掲げる場合のほか、みだりに都市公園の区域の全部又は一部について都市公園を廃止してはならない。

- 一 都市公園の区域内において都市計画法の規定により公園及び緑地以外の施設に係る都市計画事業が施行される場合その他公益上特別の必要がある場合
- 二 廃止される都市公園に代わるべき都市公園が設置される場合
- 三 公園管理者がその土地物件に係る権原を借受けにより取得した都市公園について、当該賃貸借契約の終了又は解除によりその権原が消滅した場合

また、都市公園法の運用に関し、国土交通省より「都市公園法運用指針」が示されており、この指針の中で、都市公園法第16条第1号に定める「公益上特別の必要がある場合」についても記載されている。

（参考「公益上特別の必要がある場合」について）

「公益上特別の必要がある場合」とは、その区域を都市公園の用に供しておくよりも、他の施設のために利用することの方が公益上より重要と判断される場合のことである。

その判断に当たっては客観性を確保しつつ慎重に行う必要がある。例えば土地収用法第4条においては、同法又は他の法律によって、土地等を収用し、又は使用することができる事業の用に供している土地等は、特別の必要がなければ収用し、又は使用することができない旨規定しているが、法第16条で規定する「公益上特別の必要がある場合」においても、少なくとも土地収用法第4条に規定する程度の特別の必要が求められると考えられる。

一方、今後は人口減少等により設置目的を十分果たせなくなる都市公園が発生することも見込まれるため、地方公共団体が、地域の実情に応じ、都市機能の集約化の推進等を図るため、都市公園を廃止することの方が当該都市公園を存続させることよりも公益上より重要であると、客観性を確保しつつ慎重に判断した場合については、「公益上特別の必要がある場合」と解して差し支えない。

なお、都市機能の集約化の推進等を図るため都市公園の廃止を検討する場合には、主として以下の点に留意されたい。

- ・ 人口減少の進行の程度や都市公園の整備状況等は都市によって異なるため、都市公園の統廃合を進める必要がある都市、都市公園の確保をさらに進める必要がある都市など、それぞれの都市の状況に応じた対応が必要であること
- ・ 都市公園の再編による公園面積の増減は判断要素の一つではあるが、再編によって都市公園のストック効果が総合的に高まり、それによって都市機能が向上するか、都市が活性化するかという観点を重視すること
- ・ 立地適正化計画、公共施設等総合管理計画等の都市やエリア全体の方針、計画等に基づき、地域のニーズを踏まえて計画的に行うこと
- ・ 都市公園の全体的な量的整備水準の目標、地域レベルでの配置の目標などを総合的に判断すること

さらに、これまでの裁判において、都市公園法第16条第1号に規定する「公益上特別の必要がある場合」の判断について、「都市公園法16条に規定する『公益上特別の必要がある場合』とは、その区域を都市公園の用に供しておくよりも他の用途に用いた方が公益上より重要である場合を指すと解される。そして、具体的に公益上特別の必要がある場合であるか否かの判断は、公園管理者の合理的な裁量判断により決定されるべきものと解するのが相当である。」（後掲京都地裁判決）、『特別の必要性』の判断が（中略）事業の公益性の判断をなす権限を有する事業認定庁の権限に属する（後掲名古屋地裁判決）との判決もあるところであり、公園管理者に裁量権を認めている。

＜参考＞京都地方裁判所 平成4年3月25日判決・判例地方自治100号54頁（昭和60

都市公園法第 16 条に規定する『公益上特別の必要がある場合』とは、その区域を都市公園の用に供しておくよりも他の用途に用いた方が公益上より重要である場合を指すと解される。そして、具体的に公益上特別の必要がある場合であるか否かの判断は、公園管理者の合理的な裁量判断により決定されるべきものと解するのが相当である。前認定 1 のとおり、国際会館の付帯宿泊施設としての本件ホテルを建設することは、サミットの誘致及びコンベンションシティーを目指す京都市にとって必要である。建設の場所は国際会館に近接し、まとまった大きな土地であることが必要であって、市街化調整区域である宝ヶ池公園区域で探すほかなかった。本件土地周辺は、宝ヶ池公園の北端にあり、公園の他の部分から孤立している。さらに、前示二 3 (二) のとおり、本件ホテルは国際会館の付帯宿泊施設である。これらの事実には、本件土地を都市公園である宝ヶ池公園の用に供しておくよりも、本件ホテル建設用地に用いる方が公益上より重要であると認められる。参加人が『公益上特別の必要がある場合』と判断したことには、合理性があり、他にこれが、著しく合理性を欠くもので裁量の範囲を逸脱したものと認めるに足る的確な証拠がない。

<参考>名古屋地方裁判所 昭和 46 年 4 月 30 日判決・行政事件裁判判例集 24 巻 1 ・ 2 号 30 頁(昭和 40 年行ウ 1 号) 抜粋

右土地の管理者の意見書の添付を要求している理由は、前述の同法第四条の趣旨に徴すると専ら事業認定庁たる建設大臣または都道府県知事が現に当該土地が供せられている事業の有する公益性と新たに右土地を供しようとする事業の有する公益性との大小、軽重をそのそれぞれの事業につき具体的に比較衡量したうえ当該事業認定申請にかかる事業がその有する公益性の点において同条にいう収用または使用を許すだけの特別の必要があるかどうかを判断するに当って当該土地の管理者の意見をも参酌し以つて現に当該土地が供されている事実の公益性との対比において事業の認定という行政行為の内容を適正、妥当ならしめるための資料としようとの趣旨に出でたものであつて右土地の所有者の私権の保護等利害関係人の立場を保護するためのものではないものと解するのが相当であり、この理はさらに右「特別の必要性」の判断が前記のとおり同法第 20 条第四号にいう土地を利用しまたは使用する公益上の必要性の判断の一環として申請にかかる事業の公益性の判断をなす権限を有する事業認定庁の権限に属し、収用委員会の権限には属していないものと解せられること、

(2) 経緯

ア 令和 3 年 12 月 10 日から令和 4 年 1 月 17 日まで、「王子公園再整備基本方針（素案）」に関する市民意見募集を実施した。

- イ 令和4年6月25日から8月25日にわたり、計11回の意見交換会を実施した。
- ウ 令和4年9月27日から10月26日まで、上記ア及びイにおける市民意見を踏まえた「王子公園再整備基本方針（修正素案）」に関する市民意見募集を実施した。
- エ 令和4年12月12日、上記ウによる市民意見を踏まえた「王子公園再整備基本方針」（以下「再整備基本方針」という。）を公表するとともに、「王子動物園リニューアル基本構想」を公表した。
- オ 令和4年12月21日から令和5年2月15日まで、王子公園の一部の用地に関し、大学設置・運営事業者を公募した。
- カ 令和5年6月19日、上記オに伴う応募を受けた審査の結果、関西学院を優先交渉権者として決定した。
- キ 令和5年10月2日から31日まで、「王子公園再整備基本計画（素案）」に関する市民意見募集を実施した。
- ク 令和5年10月9日、10日、都市計画法上の都市計画手続（駐車場の変更、公園の変更、地区計画の決定）のための説明会（都市計画法上の公聴会）を実施した。
- ケ 令和5年10月10日から24日まで、上記クを受けた都市計画法に基づく地区計画（素案）の縦覧（意見募集は10月31日まで）を実施した。
- コ 令和5年12月5日から19日の期間で、上記クを受けた都市計画法に基づく都市計画（案）の縦覧を実施した。
- サ 令和5年12月22日、上記カを踏まえ、神戸市と関西学院との間で「王子公園再整備にかかる大学設置・運営事業」基本協定書を締結した。
- シ 令和6年1月23日開催の公園緑地審議会において、上記キによる市民意見を踏まえた「王子公園再整備基本計画（案）」について議論がなされた。
- ス 令和6年2月5日開催の都市計画審議会において、上記ク、ケ、コを踏まえた都市計画変更の議論がなされ、同日中に承認された。
- セ 令和6年3月12日、上記キによる市民意見並びにシによる議論を受け、「王子公園再整備基本計画」（以下「再整備基本計画」という。）を公表した。
- ソ 令和6年5月9日、上記スに伴い、建築物の制限及び緩和について、市会上程され、5月24日に可決された。
- タ 令和6年5月31日、上記スの決定について都市計画の告示を実施した。
- チ 令和6年10月31日に、上記カ及びサを受け、神戸市と関西学院との間で本件契約（仮契約）を締結した。
- ツ 令和6年11月27日、上記チに関し、契約締結議案が市会上程され、12月4日に可決され、同日付けで仮契約は本契約となった。また、本件契約上の土地引渡予定は令和7年9月30日となっている。
- テ なお、都市公園法に定める公告については、王子スタジアムの利用停止を伴うことになるため、利用者利便性を考慮し、現時点で未了となっている。

(3) 王子公園再整備基本方針

「神戸 2025 ビジョン（令和 3 年 4 月）」において、市民一人ひとりが安心安全で心豊かに幸せを実感できる生活を享受でき、将来を担う若者が輝き、活躍できる持続可能な社会を築く「海と山が育むグローバル貢献都市」を目指している。

また、令和 4 年 6 月 7 日に閣議決定された「骨太の方針 2022」では、「創造性を発揮して付加価値を生み出していく原動力は人である」として、「人への投資」の拡大に向けて「未来を支える人材を育む大学等の機能強化」を図るとされている。

ア 課題

- 施設が老朽化しており、時代の変化への対応も求められていること
- 利便性が高い文教エリアのポテンシャルを十分に活かしていないこと
 - ・ 「総合公園」でありながら利用者が限定される施設が多く、一般に開放された空間が点在している上に、利用期間が限られている施設もあり、憩い、くつろげる空間が多くない。
 - ・ 駅に近い南東部や南北通路が駐車場として使われている。
 - ・ 交通至便な文教エリアとして、持続可能な神戸の発展に資する新たな価値の創出が求められている。

イ 再整備の意義・効果

王子公園は阪神間を代表するエリアにあり、若年定住・交流人口の増加や都市ブランドの向上を図り、持続可能な神戸の発展を実現するためには、その高いポテンシャルを活かすことが不可欠であり、王子公園再整備は極めて重要な役割を果たす。

再整備にあたっては、古くから「原田の森」として育まれた歴史を踏まえ、山から海まで広がる神戸を代表する美しい景観を大切に守りながら、王子動物園をはじめとする公園内の施設を適切に維持・更新し、将来の世代へ確実に継承する。あわせて、新たな交流機会の創出など地域の賑わいづくり、地域商業などの活性化・経済効果などにより、周辺住民の生活の質の向上を図り、王子公園再整備が「市域全体への貢献」と「近隣地域への貢献」の両立を果たしつつ、「グローバル貢献都市の実現」を牽引していく。

ウ 再整備の基本目標とゾーニング

(ア) 5 つ基本目標

- ・ 新たな「原田の森」の創造
- ・ 学術・文化拠点のシンボルの創出
- ・ 王子動物園の魅力向上
- ・ 公園とスポーツ施設のリノベーションと魅力向上
- ・ 広域防災拠点の機能強化

(イ) ゾーニング

誰もが憩い、くつろげる一般に開放された空間を拡大すること、ゾーン間の物理的つながりと視覚的な拡がり確保することを重視し、公園全体の一体感の醸成と回遊性の向上を図る。また、多目的な広場をバランスよく配置し、誰もが使いやすい、より開放的な公園として再整備することを目指す。

エ 再整備による各施設の方向性

各施設の利用状況や全市的な配置状況などを踏まえ、園内外で再整備、代替・機能確保を図るとともに、機能の集約化や運用の工夫により、市民の利用ニーズに応えられるよう、できる限り従前施設の機能を確保する。

再整備にあたっては、桜をはじめとする樹木の保全や新たな植樹、建物の高さやデザイン、壁面緑化等により、公園全体として六甲山の山並みと調和した良好な景観を維持・創出できるよう配慮する。

また、防災機能について、新たに整備するスタジアムや「緑の広場」、既存の体育館など各施設の機能分担・連携を図り、ヘリコプター離着陸機能、災害時の物資の集積・備蓄機能、応急給水拠点、緊急車両用の通路など、従前の機能の維持・向上を図る。

2 王子公園の概要

ア 王子公園周辺の歴史

王子公園一帯はかつて「原田の森」と呼ばれ、明治中期までは田畑が広がっていた。

1889 年（明治 22 年）に関西学院、1902 年に神戸高等商業学校（現：神戸大学）が設立されたのを皮切りに、松蔭女子学院、神戸海星女子学院が開校された。また、1919 年（大正 8 年）に神戸市電布引線が上筒井駅まで延伸し、翌年には阪神急行電鉄「神戸駅」（後の上筒井線上筒井駅）が開業した。

イ 王子公園の経過

王子公園は、1950 年（昭和 25 年）に供用され、戦災復興と産業の発展のため神戸博が開催された。翌 1951 年にはその跡地に諏訪山動物園を継承する形で王子動物園が開園した。その後、1956 年の第 11 回国民体育大会の開催にあわせスポーツ施設が次々と整備された。

ウ 王子公園周辺の現状

王子公園周辺は、六甲山系の山並みを背景とした景観が広がり、良好な住環境が形成されている。また、文化施設、教育施設やスポーツ施設が集積する学術・文化のまちとして発展を遂げてきた。

エ ミュージアムロード

阪神・淡路大震災からの「文化の復興」のシンボルとして、2002年（平成14年）にHAT神戸に設置された兵庫県立美術館から南北に貫く「ミュージアムロード」には、多くの芸術作品が設置されているほか、2012年に王子公園前に開館した横尾忠則現代美術館などもあり、多くの方が市内外から訪れる文教エリアとなっている。

3 神戸市所管局からの説明

(1) 大学誘致の必要性

王子公園周辺エリアは、魅力ある景観、高い利便性や古くから培われた教育・文化の気風といった独自性を有している。その一方で王子公園は、「総合公園」でありながら利用者が限定される施設が多いことや、公園施設の老朽化など、利便性の高い文教エリアのポテンシャルを十分に活かせていないといった課題を抱えている。

王子公園周辺エリアの様々な地域団体からは、人口減少や少子高齢化に伴い、高齢者世帯の増加や地域住民の孤立化、担い手不足などの課題が挙がっており、地域活動の場においても、参加者の減少やメンバーの高齢化が進んでいるとの声が多くある。

このような王子公園周辺エリアの現状や課題を踏まえると、今ある公園施設をそのまま更新するのではなく、持続可能な神戸の発展に資する新たな価値を創出することで、王子公園周辺エリアのブランド力や独自性を活かしながら地域の課題を解決する必要がある。

大学は、教育・研究機関としての機能に加え、若年層人口の受け皿として、転入や定着促進、昼間人口の増加にも大きく寄与する施設である。このため、王子公園周辺エリアの抱える地域の課題解決、地域経済の基盤強化など、地域社会においても重要な役割を果たすものと考えており、王子公園へ大学を誘致することは、新たな価値を創出するための最も有力な施策である。

大学の担う具体的な役割としては、神戸の将来を牽引する優秀な人材の確保・育成・輩出のほか、産学連携による地元企業の成長・活性化、SDGsの達成に資する活動や社会実装化など教育・研究成果の社会への還元などが挙げられ、王子公園周辺エリアを含めた市域全体への貢献が期待される。

また、学生による地域団体や商店街等と連携した活動は、幅広い年齢層の交流に繋がり、地域活動の活性化や地域住民の繋がり強化が期待できる。

さらに、リスキリング(*1)やリカレント教育(*2)によって、市民・地域住民に対して学び直しの機会が提供されることは、地域の人材確保・育成に繋がり、ひいては地域課題の解決や地域経済の活性化などにも繋がると考えられる。

全国的にも若年層人口の減少が進む中、大学としても学生確保の観点から、より交通利便性の高い都市の中心部への立地志向が高まっていることから、交通利便性が高く、文教エリアにある王子公園は、神戸市や地域にとって重要な役割を果たし、競争

力のある魅力的な大学の誘致を実現するに最も望ましい場所の一つであると考えている。

*1 リスキリング：求められる新しいスキルを習得し、職業の変化に対応するための学び

*2 リカレント教育：社会変化への対応や自己実現を図るための社会人の学び直し

(2) 王子公園の再整備による市民への影響

ア 防災性向上効果

(ア) 十分な避難場所の確保

本市は、王子公園を津波と大火事の際の屋外の緊急避難場所に指定している。また、近隣の上筒井小学校、筒井台中学校、葺合高校も屋外の緊急避難場所として指定しており、これらを合わせて王子公園周辺エリア（王子公園から概ね2 km圏内）の避難場所を確保している。

王子公園の再整備に伴い、工事期間中には、王子公園内の緊急避難場所として使用可能な施設やオープンスペースが減少することになるが、周辺に分布する学校や公園を新たに屋外の緊急避難場所として指定したことにより、住民1人あたりの緊急避難場所の面積の基準（1人あたり1 m²）を上回る面積を確保している。

なお、工事終了後は、王子公園内の緊急避難場所も使用可能となることから、地域の防災機能がさらに充実する見込みである。

加えて、大学設置・運営事業者の公募にあたっては、その募集要項において、王子公園の広域防災拠点としての役割を踏まえ、公園の防災機能を高めるための防災計画の提案を求めるとともに、提案にあたってはオープンスペースを活用して屋外避難場所を確保するとともに、屋内避難場所としての大学施設の開放、防災備蓄倉庫やマンホールトイレの整備、非常時の電力供給体制の構築など防災機能の確保・提供及び災害時の使い方等について提案することを明示的に求めるなど、都市公園区域の変更によって公園から除外される区域についても、屋外避難場所及び防災機能を確保することを予定している。

実際、応募した関西学院からは、大学敷地内に屋外避難場所を設置するなど防災機能の向上に資する提案を受けており、これによって再整備の工事完了後における避難場所はより一層充実する見込みである。

(イ) 広域防災拠点としての機能保持

神戸市地域防災計画では、大規模広域災害時の広域的な連携に対応できるよう、本市の特性を生かした陸（12カ所）・海（6カ所）・空（1カ所）の広域防災拠点を市内に配置している。王子公園は、陸の広域防災拠点として、市外からの救援物資等の受け入れ、集積・配送や、警察・消防・自衛隊等の活動の拠点として位置付けられている。あわせて、王子スタジアムは、自衛隊や消防局のヘリコプター離着陸場としての役割も担うが、本市は、関係機関と協議しながら、再整備後の王子公園でもこれらの役割を継続していくこととしている。そして、再整備に

より新設されるスタジアムその他の施設が広域防災拠点としての機能を備えていることは、既に関係機関との間で確認されている。

また、再整備においては、これまで設置していなかった非常用電源や太陽光発電、かまどベンチ、マンホールトイレ、備蓄倉庫を新たに整備する計画であり、さらなる防災機能の拡充を図るものである。

さらに、神戸市と関西学院との間で締結した基本協定書においても、広域防災拠点である王子公園の役割を尊重し、事業用地における防災機能の確保及び向上に、関西学院は努めることとされており、基本協定書に基づいて、防災への取組について継続的に協議を行っているところである。

以上のように、王子公園は緊急避難場所及び広域防災拠点としての防災機能を担っているところ、都市公園区域の変更後も、緊急避難場所については住民一人当たりの面積において再整備前と同等以上の面積を確保し、広域防災拠点としての機能も維持、拡充されることから、王子公園が有する防災機能が失われることはない。

イ 環境維持・改善効果、景観形成効果

再整備基本計画に基づき、景観を形成している桜などの既存樹についてはできる限り保存に努めることとしている。

一方で、王子公園内には、老木で樹勢、傷、腐食等の異常があり生育回復が望みにくい、健全度の低い樹木も多数あることを確認しており、適宜伐採が必要であると考えている。再整備においては、新たな施設配置によって支障となる樹木が生じることとなり、やむを得ず樹木の撤去が必要となるが、伐採だけでなく移植の検討や後継樹を植栽するなど、「原田の森」や桜の名所としての景観の維持に努めていく。なお、樹木本数については、再整備基本計画において大学含む公園全体で、現状（1,343本）以上を確保するとしている。

景観については、王子公園周辺には、六甲山系の美しい山並みを背景とした景観が広がっており、再整備にあたっては、六甲山の山並みと調和した良好な景観を維持・創出していきたいと考えている。このため、新スタジアムや立体駐車場などの整備については、公園全体の景観が損なわれないよう、建物の高さやデザイン、壁面緑化や植樹等に配慮し検討を進めるとともに、「緑の広場」から王子公園中央部を南北につなぐシンボルプロムナードを整備することにより、新たな緑の景観軸を創出していきたい。

併せて大学エリアについても、ボリュームを抑え、六甲山の山並みに配慮した開放的なキャンパスを整備し、周辺に広がる緑を建物に積層させるとともに、アースカラーを基調とする色彩デザインにより、周辺の自然環境と調和を図ることを大学より提案いただいている。また、既存の街並みや地形、樹木を活かしながら、既存樹木と新植樹木を組み合わせ、新たな「原田の森」の景観を創出するとされてお

り、樹木の種類についても、地域に根差した植栽を導入し、六甲山の山並みと調和した景観形成を図るとされている。

ウ 健康・レクリエーション空間提供効果

現在の王子公園には、施設の老朽化とともに、運動施設が点在し、敷地の有効活用ができていないという課題があり、今回の再配置、再整備の機会を捉えて、全市的な観点からスポーツ施設をより良いものにしていくこととしている。

再整備において、子どものための空間確保は重要であると認識しており、再整備基本計画の策定にあたっては、子育て世帯を対象にした、市ホームページでの意見募集や王子動物園内でのアンケート調査を実施するなど、施設を利用する子どもやその保護者の意見も聞きながら検討を進め、再整備基本計画（素案）において、子どもたちの学びや成長の場として利用できる誰もが気軽に憩いくつろげる空間の創出や、子どもから高齢者まで気軽に遊び、誰でも運動できる多目的な空間の創出といった理念・コンセプトを掲げている。この理念等に基づき、「休憩スペースやラジオ体操等で利用できる多目的広場の整備」「遊具、ボール遊びなど、幅広い年齢層が利用できるみんなの広場の整備」「親水空間や遊具等を設置し、ラジオ体操等の地域活動にも活用できる緑の広場の整備」といった計画概要を提示している。

スポーツ施設については、人口動態の変化を視野に入れながら、ストックの適正化を図り、全市的な観点からスポーツ施設を適切に配置し、スポーツ振興や市民の健康づくりに貢献するべく再整備を進めているところである。

そのため、幼児から高齢者、障害者・健常者、男女を問わず、多くの市民に親しまれるよう多目的な広場や、インクルーシブ遊具など、体力向上につながる遊具を整備するなど、子どもから大人まで楽しめるよう機能の充実を図り、年間を通して本格的な競技から体力づくりまで幅広い運動ニーズに対応できる施設づくりを目指している。

遊歩道については、再整備基本方針により、緑の景観軸として、「緑の広場」から王子公園内の各ゾーンを結ぶ快適な遊歩道「シンボルプロムナード」を整備し、公園東側にて駐車場への進入路と魅力的な歩行者空間を確保する。

整備にあたっては、防護柵や車止め（ボラード）等、交通安全に配慮した歩車分離の動線形成や歩行者が充分に通行できる程度の歩道幅員を確保する。

また、一般の来園車両が通行する範囲は、道路上に設けたハンプ等により、車両速度の上がない構造とすることを検討していく。なお、歩行者空間の整備にあたっては、緑や花に彩られ、憩いや散策が楽しめる回遊性の高い空間となるよう計画する。

エ 子育て・教育効果

新スタジアムについては、再整備基本方針（素案）の段階では、トラックは設け

ないこととしていたが、市民や議会、陸上競技を含む関係する団体の皆様から幅広く御意見をいただき、それらを踏まえて検討した結果、陸上競技の練習用の 400mトラックを4レーン設けるとともに、走り幅跳びや砲丸投げ等ができる環境を整備することとした。

また、現在スタジアムをご利用いただいている周辺の中学校・高校・大学含め施設利用者に対しては、直接訪問、電話、お知らせの手紙の送付等により、個別に周知を行っており、ご理解を得ていると考えている。

今後も各施設の整備のタイミングで、施設を利用されている競技団体や学校関係者へ丁寧に状況を説明し、理解を得ながら進めていく。

プールについては、利用期間が夏季の2か月に限定され、施設の老朽化が著しいことから廃止することとしているが、遊具やボール遊びなど子どもたちにとって年間を通じて遊べる環境を整備していきたい。また、「緑の広場」においては、子どもたちが初夏から秋口にかけて水遊びのできる親水空間を整備する。また、神戸市内に通年利用できる屋内プールとしては、中央区2か所、須磨区1か所、北区1か所に設置しており、近隣では王子公園から約3キロ南西に市民福祉交流センター内市立市民福祉スポーツセンター、約7キロ南西に幼児用プールや50mプールを備えた市立ポートアイランドスポーツセンターがあるため、これらの施設を市民の皆様にも有効に利用いただきたいと考えている。

相撲場については、年間2回の中学生による大会利用に加え、昨年度は日曜日を中心に週1回数名の利用があるものの、王子公園外の既存施設を活用することで利用機会の確保ができると考えている。

テニスコートについては、市内のテニスコートの立地状況等を踏まえ、ポートアイランドに新たに6面整備するとともに、学校の部活動等の王子公園近隣の方の利用に配慮し、王子公園内（立体駐車場上部）にハードコート2面を確保する。現行のテニスコート6面は廃止するが、新たに8面整備することとしている。王子公園以外にも、近隣に王子南公園のテニスコートがあり、王子公園内外のテニスコートを引き続き利用いただきたいと考えている。

補助競技場（サブグラウンド）については、近隣校の部活動等に配慮し、新スタジアムを一般開放する時間帯を設定するとともに、「緑の広場」やスポーツゾーン内に多目的に利用できる広場を整備し、ラジオ体操やジョギングなどを行える機能を確保することとしている。なお、教室等の利用については、新たな施設や代替施設で対応できると考えている。

オ コミュニティ形成効果

再整備基本方針には、新スタジアムにおいて補助競技場（サブグラウンド）の機能確保を図ることとしている。

地域のコミュニティ形成に資する取組については、新スタジアムをはじめ新たに

整備する「多目的広場」や「みんなの広場」などで実施いただくことは可能であると考えている。

4 監査委員の判断

(1) 都市公園法第 16 条第 1 号の適用にあたっての留意事項

都市公園法運用指針には、地方公共団体が地域の実情に応じて都市機能の集約化の推進等を図るため、都市公園を廃止することの方が当該都市公園を存続させることよりも公益上より重要であると、客観性を確保しつつ慎重に判断した場合については「公益上特別の必要がある場合」と解して差し支えない旨定められている。ただし、その場合には以下ア～エの点を主に留意することとされている。

ア それぞれの都市の状況に応じた対応が必要であること

神戸市の人口は、2011 年（平成 23 年）の約 154 万人をピークに減少局面に入っており、2023 年（令和 5 年）10 月には、150 万人を割り込んでいる。また、65 歳以上人口の割合は、既に 29.2%（令和 2 年国勢調査）と高い割合（政令指定都市中 4 番目に高い割合）に達している。

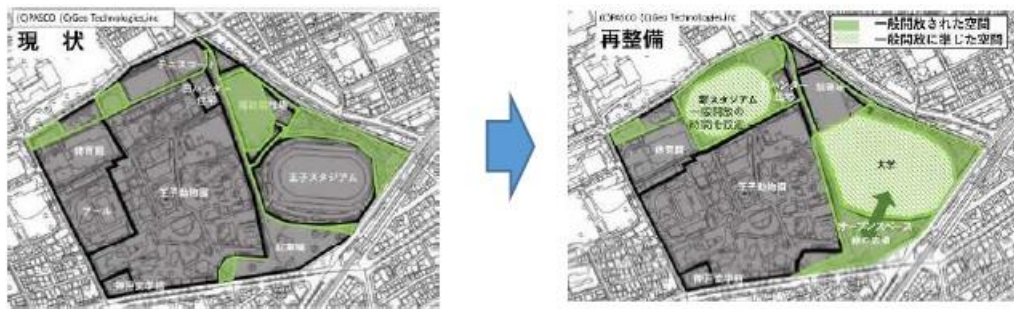
また、神戸市における市民一人当たりの公園面積は、昭和 48 年（1973 年）の 3.23 m^2 から、平成 30 年度末（2018 年度末）には 17.3 m^2 にまで増加しており、公園面積で見た場合のストックの蓄積が進んでいたことから、未開園部分の見直しを含め都市公園の統廃合を進めていく必要があるという状況にあった。

実際、神戸市は、急速な人口減少や高齢化に伴う都市政策全体の変化に対応するため、王子公園を含む大規模公園を対象とする「大規模公園ビジョン（令和 3 年 3 月）」を定め、これまでの「維持管理する資産」といった枠の中の発想から、「未来へ継承する資産」「柔軟に使いこなせる資産」「まちに開かれた資産」として再認識し、市民全体の利益につながるように大規模公園の価値のさらなる向上を図っていくこととしている。これと併せて、時代のニーズを捉えて用途や区域を見直すこととし、都市機能の再編と連動した公園機能の転換や見直しを図ることとしていることから、今回の見直しは、神戸市の状況を踏まえたものとなっている。

イ 都市公園の再編によって都市公園のストック効果が総合的に高まり、それによって都市機能が向上するか、都市が活性化するかという観点を重視すること

現状の王子公園は昭和 25 年に供用されてから 70 年近くが経過し、施設の老朽化が全体的に顕著となっていた。あわせて、「総合公園」でありながら利用者が限定される施設が多く、また、一般に開放された空間が点在しており、憩い、くつろげる空間が多くないなど、機能面での見直しも含め、公園全体の大規模な再整備が必要な状況にあった。

＜参考＞王子公園再整備基本方針 p31



【一般に開放された空間のイメージ】

王子公園の再編により公園面積が一定減少するものの、残る公園部分においては、再整備基本方針の中で、「誰もが憩いくつろげる一般に開放された空間を拡大すること(*)やゾーン間の物理的なつながりと視覚的な拡がり確保することを重視し、公園全体の一体感の醸成と回遊性の向上を図」ることを掲げている。また、「多目的な広場をバランスよく配置し、誰もが使いやすい、より開放的な公園として再整備する」ことを目指しており、再整備後は、これまで十分でなかった、人が主役の開放的な空間をバランスよく配置することとしている。(詳細は、4(2)及び4(3)を参照)

このように都市公園のストック効果が高まることと併せて、再編によって生み出された土地に大学を誘致することにより、文教エリアとしての王子公園の魅力を高め、豊かな自然と文化、多様な価値観が融合する神戸の強みを磨き、活かし新たな価値・スタイルを創造することを基本的な考え方の一つに掲げる「神戸 2025 ビジョン」の実現にも繋がることで都市機能の向上も見込まれる。

さらに、求める大学機能として、再整備基本計画の中で「王子公園周辺エリアの歴史と文化を尊重する」とともに、事業者公募要項の中では「持続可能な地域社会の形成に貢献する」ほか、「企業等との連携により、国際性・多様性が創出され、都市ブランドの向上に資する取り組み」や「学生と地域住民の間の良好な関係の構築に資する取り組み」など、地域経済・地域社会への貢献につながる具体的な提案を求めることで、都市の活性化を図っている。

なお、関西学院の事業実施計画では、キャンパスを市民に開放することとともに、従来の公園が有している機能（休息機能、景観形成機能や防災機能等）を大学キャンパス内で実現することを企図しており、従前機能の代替にキャンパス自体も一定の効果が期待できる。

これらのことから、今回の再編は、都市公園のストック効果、都市機能向上、都市の活性化の観点を踏まえたものとなっている。

*再整備前 3.4ha ⇒ 再整備後 3.6ha（約 5%の増）※大学・スタジアムは除く

ウ 都市やエリア全体の方針、計画等に基づき、地域のニーズを踏まえて計画的に行うこと

「神戸市都市計画マスタープラン（平成 23 年 3 月）」では、社会経済情勢が拡大

成長期から成熟期へと移行することを踏まえ、「これからの神戸の都市計画に求められる視点」として、「新たに都市空間を構築するのではなく、現在の都市空間の質を高め、マネジメントすることで、『都市空間を再編』していく役割へと転換することが求められ」ているとしており、また、具体的な都市計画の方針としては、王子公園が含まれる「まちのゾーン」について、「現在の都市基盤を最大限に活かし、必要な機能更新を進めながら、様々な都市機能が十分に発揮され、それぞれが相互に調和するような土地利用を誘導し、安全・安心・快適で活力と魅力ある持続可能な都市空間の形成」を目指すとしている。

また、「神戸 2025 ビジョン」では、「大規模公園においては、自然環境の保全やまちの魅力向上に寄与するため『大規模公園ビジョン』に基づき計画的にリノベーションに取り組みます。なお、王子公園については、施設の老朽化が進んでいることから、利便性の高い文教エリアの特性を活かした大学誘致などによる地域ブランドの向上をめざし、再整備に取り組みます」と位置づけている。（詳細は、オの「＜参考＞広報広聴の経過」を参照）

これらのことから、今回の再編は、都市やエリア全体の方針、計画等に基づき、地域のニーズを踏まえて計画的に行っていると言える。

エ 都市公園の全体的な量的整備水準の目標、地域レベルでの配置の目標などを総合的に判断すること

神戸市は、他の政令指定都市と比較しても市民一人当たりの公園面積の量としてはストックの蓄積が進んでいる。

このような状況の中、神戸市は、「大規模公園ビジョン」を定め、大規模公園の将来の方向性について、これまでの『維持管理する資産』といった枠の中の発想から、『未来へ継承する資産』『柔軟に使いこなせる資産』『まちに開かれた資産』として再認識し、市民全体の利益につながるように大規模公園の価値のさらなる向上を図っていきます。」としている。そのビジョンの基本方針 4 として「持続可能な公園運営を実現するための改革と連携」を掲げ、時代のニーズを捉えて用途や区域を見直すこととし、都市機能の再編と連動した公園機能の転換や見直しを図ることとしている。

このことから、都市公園の全体的な量的整備水準などを踏まえ、総合的に判断していると言える。

＜参考＞令和 3 年度末都市公園等整備現況調査（国土交通省都市局）より

団体名等	都市公園合計		都市計画 区域人口	1 人当り 公園面積
	箇所	面積 (ha)	(千人)	(㎡／人)
札幌市	2,742	2,502.17	1,970	12.7

仙台市	1,836	1,664.39	1,091	15.3
さいたま市	1,008	670.90	1,335	5.0
千葉市	1,155	971.41	976	10.2
東京都特別区	4,528	2,860.28	9,529	3.0
横浜市	2,709	1,862.51	3,777	4.9
川崎市	1,172	608.53	1,537	4.0
相模原市	628	357.30	722	5.0
新潟市	1,437	837.46	776	10.8
静岡市	533	466.52	670	7.0
浜松市	579	645.24	774	8.3
名古屋市	1,492	1,634.18	2,318	7.1
京都市	952	674.37	1,439	4.7
大阪市	994	958.65	2,745	3.5
堺市	1,189	712.04	820	8.7
神戸市	1,697	2,673.85	1,509	17.7
岡山市	469	1,149.54	688	16.7
広島市	1,174	918.70	1,156	7.9
北九州市	1,720	1,189.39	925	12.9
福岡市	1,699	1,357.93	1,612	8.4
熊本市	1,094	717.49	732	9.8

オ 主に上記ア～エに留意した上で、都市機能の集約化の推進等を図るため、都市公園を廃止することの方が当該都市公園を存続させることよりも公益上より重要であると、客観性を確保しつつ慎重に判断すること

神戸市は、再整備基本方針や再整備基本計画の策定に際し、市民意見募集の実施のほか、議会での議論や市民との意見交換など説明や意見聴取を重ねてきたこととあわせ、市ホームページや王子公園ミニニュース等を通じて情報発信にも努めるなど広報・広聴にも一定の配慮は見られる。その上、さらに公園緑地審議会において、都市公園の廃止や再整備基本計画について学識経験を有する者等からの意見聴取も行っており、客観性を確保している。また、都市公園の廃止に伴う従前従後の比較衡量によりどのような「影響」があるかを「慎重に判断」することとなるが、その点については別途、次項において後述する。

<参考> 広報広聴の経過

時 期	広報広聴の内容
令和3年12月10日 ～令和4年1月7日	再整備基本方針（素案）公表（市民意見募集の実施）

令和4年6月22日	「再整備基本方針（素案）見直しに向けた、市の考え方と方向性」公表
令和4年6月25日～8月25日	意見交換会の開催（全11回）
令和4年8月22日～	広報こうべ 9月号（王子公園ミニニュース） ～再整備基本方針（素案）の見直しやFAQ、スケジュール（予定）について～
令和4年9月20日～	広報こうべ 10月号（王子公園ミニニュース） ～再整備基本方針（修正素案）の概要および市民意見募集の実施について～
令和4年9月27日～10月26日	再整備基本方針（修正素案）公表（市民意見募集の実施）
令和4年12月12日	王子公園再整備基本方針公表、王子動物園リニューアル基本構想公表
令和5年3月22日～	広報こうべ 4月号（王子公園ミニニュース） ～再整備基本方針および動物園リニューアル基本構想の策定について～
令和5年4月21日	動物園ワークショップ参加者募集開始 （再整備基本計画（素案）策定に向けたワークショップ）
令和5年4月21日～6月26日	再整備基本計画（素案）の検討に向けたご意見・ご提案を動物園ホームページ投稿フォームで受付
令和5年5月16日～7月18日	事前ヒアリングの実施（全15回）
令和5年7月14日～31日	再整備基本計画（素案）の検討に向けたご意見・ご提案を市ホームページ意見送信フォームで受付
令和5年7月14日～31日	子育て世代向けアンケートを市ホームページで受付
令和5年7月20日・22日	市民ヒアリングの実施
令和5年7月27日・29日	子育て世代向けイベントを動物園ホールで実施（アンケートも回収）
令和5年9月19日～	広報こうべ 10月号（王子公園ミニニュース） ～再整備基本計画（素案）の概要及び市民意見募集・都市計画の縦覧及び説明会の実施について～
令和5年10月9日・10日	再整備に関連する都市計画の説明会の開催
令和5年10月2日～31日	再整備基本計画（素案）の公表（市民意見募集の実施）
令和5年10月10日～24日	地区計画（素案）縦覧
令和5年12月5日～19日	都市計画案の縦覧
令和5年12月22日	「王子公園再整備にかかる大学設置・運営事業」基本協定締結
令和6年1月23日	再整備基本計画に関連する公園緑地審議会の開催
令和6年2月5日	王子公園に関連する都市計画に関連する都市計画審議会の開催

令和6年3月12日	再整備基本計画公表
令和6年3月18日～	広報こうべ 4月号（王子公園ミニニュース） ～再整備基本計画の策定及びプールの最終営業について～
令和6年8月19日～	広報こうべ 9月号（王子公園ミニニュース） ～動物園サバンナゾーン等のパース公表、交通社会実験の実施、 再整備事業者の公募について～
令和7年4月21日～	広報こうべ 5月号（王子公園ミニニュース） ～再整備プロジェクトの概要～

以上のことから、都市公園法第16条第1号に定める「公益上特別の必要がある場合」に該当すると判断する際に、留意すべき事項については、すべての点について留意していることが認められる。

(2) 王子公園の再整備による市民への影響

ア 防災性向上効果

(ア) 広域防災拠点

阪神・淡路大震災時は、自衛隊の駐屯基地、緊急ヘリポートや仮設住宅用地等として機能した。広域防災拠点は周辺地域だけでなく、市域全体ないし周辺市域も含めた広域の観点で検討すべき事柄であり、被災状況に応じて適地を選定する必要がある。神戸市は陸の広域防災拠点として12か所を選定しており、王子公園近隣の広域防災拠点には、HAT神戸なぎさ公園や御崎公園などが選定されており、再整備中に大規模災害が生じた際にも代替可能な状況となっている。

新スタジアムは、フィールド部分を従来と同様の広さとすることで、ヘリコプター離着陸場や物資集積配送拠点、救援活動拠点として活用できる計画となっている。

なお、請求人よりヘリコプターの騒音に関する懸念も示されたが、大震災等の緊急非常事態等の場合においては、失われる利益（騒音被害）よりも守られるべき利益（人の生命、身体等）を優先させることも許容され得る。

(イ) 緊急避難場所

阪神・淡路大震災時は、補助競技場（サブグラウンド）が周辺住民の緊急避難場所としての利用も見られた。現在の地域防災計画では、王子公園を津波と大火事の際の屋外の緊急避難場所として指定している。

再整備期間中は、屋外の緊急避難場所として使用できないこともあり、福住小学校や王子南公園をはじめとする周辺の学校園等を緊急避難場所として地域防災計画に追加しており、既に必要な代替機能は確保されている。また、再整備工事完了後は新たに整備される「多目的広場」なども現在と同様に緊急避難場所として使用する予定とのことであり、再整備前と比べて緊急避難場所としての機能は

大幅に増すことになる。

さらに、関西学院からは、大学敷地内に屋外避難場所を設置するなど防災機能の向上に資する提案を受けている。

イ 環境維持・改善効果、景観形成効果

野生のアオサギが営巣するなど、自然の動物が生息している樹木も多くあることがうかがえるが、今後の再整備に伴う具体的な建物配置が定まっていく中で抵触する樹木について、安全性の観点で大きさや、移植に耐えられるのかといった健全度だけでなく、移植に適すのか、さらには在来種であるか、公園樹としては適さない特定外来種等といった樹種ではないかなど生物多様性の観点でも一本一本確認しながら判断することとしつつ、既存樹をできる限り保存するとした上で、大学を含む王子公園全体の総本数としては現状と同等以上を確保することで「原田の森」や桜の名所としての景観を維持することと神戸市所管局は説明している。

関西学院からの提案では、六甲山の山並みの景観を阻害することのないよう、景観への配慮、圧迫感の低減を図っているほか、建物にも緑を配置し、公園との一体感を演出している。また、周囲に塀や柵を設けることなく、王子公園の緑やシンボルプロムナードと一体となるキャンパス計画となっており、多様な通り抜け動線、回遊動線とすることで、公園利用者や市民が出入りしやすい開放的な空間を創出することとなっている。

ウ 健康・レクリエーション空間提供効果

(ア) スポーツ施設

スポーツ施設は、「神戸市スポーツ推進計画（平成 31 年 3 月）」において、「スポーツ競技種別ごとの実施状況、利用者ニーズ、施設の分布状況などの環境評価を実施し、ストックの適正化」を図っていくとの観点で全市的にスポーツ施設を適切に配置し、スポーツの振興や市民の健康づくりに貢献するべく再整備を進めているところであり、人口減少など社会経済情勢の変化も見られる中、ストックの適正化を図ることとしている。

また、王子公園の再整備においては、幼児から高齢者など多くの市民に親しまれるよう「多目的広場」やインクルーシブ遊具など、体力向上につながる遊具を整備するなど、子どもから大人まで楽しめるよう機能充実を図ることで、年間を通して本格的な競技から体力作りまで幅広い運動ニーズに対応できる施設づくりを目指している。

王子公園は、神戸市の都市計画において、都市計画法上の「総合公園」に位置づけられており、「総合公園」は都市公園法第 3 条及び同法施行令第 2 条第 4 号において「主として一の市町村の区域内に居住する者の休息、鑑賞、散歩、遊戯、

運動等総合的な利用に供することを目的とする都市公園」と規定されている。また、国土交通省より、一般的な都市公園の種類やその内容等について、下記＜参考＞のとおり示されている。

なお、このほか、主として街区内に居住する者の利用に供することを目的とする公園（いわゆる「街区公園」）、主として近隣に居住する者の利用に供することを目的とする公園（いわゆる「近隣公園」）、主として徒歩圏内に居住する者の利用に供することを目的とする公園（いわゆる「地区公園」）などがある。

＜参考＞都市公園の種類 抜粋

種 類	種 別	内 容
住区基幹公園	街区公園	主として街区内に居住する者の利用に供することを目的とする公園で1箇所当たり面積0.25haを標準として配置する。
	近隣公園	主として近隣に居住する者の利用に供することを目的とする公園で1箇所当たり面積2haを標準として配置する。
	地区公園	主として徒歩圏内に居住する者の利用に供することを目的とする公園で1箇所当たり面積4haを標準として配置する。都市計画区域外の一定の町村における特定地区公園（カントリパーク）は、面積4ha以上を標準とする。
都市基幹公園	総合公園	都市住民全般の休息、観賞、散歩、遊戯、運動等総合的な利用に供することを目的とする公園で都市規模に応じ1箇所当たり面積10～50haを標準として配置する。
	運動公園	都市住民全般の主として運動の用に供することを目的とする公園で都市規模に応じ1箇所当たり面積15～75haを標準として配置する。

注）近隣住区＝幹線街路等に囲まれたおおむね1km四方（面積100ha）の居住単位
 出典：国土交通省HP「公園とみどり」の「都市公園の種類」より

請求人の主張には従来通りの使い方を求めている部分も多数見受けられるが、上記1(1)で紹介した名古屋地裁判決にも「右土地の所有者の私権の保護等利害関係人の立場を保護するためのものではないものと解するのが相当」とあることから、「総合公園」の廃止等を判断するに当たっては、より広く、市民全体の「公益性」を優先して考えることが適切である。

(イ) 立体駐車場の動線

請求人は立体駐車場への動線での渋滞車列の待機時における排気ガスと、遊歩道と車路が並行していることによる歩行者の安全確保について懸念点として挙げている。

再整備基本計画では、公共交通機関による来場を促進している。なお、現在の駐車場待ちの渋滞は、王子公園南側の幹線道路にまで及んでおり、混雑時には、バスの運行にも支障をきたしている。駐車場を王子公園北側に整備するため、確かに、駐車場待ちの渋滞が園地内で生じる場合もあると推定されるが、その一方で、幹線道路における交通障害は緩和されるという可能性についても考慮する必要がある。

また、安全確保については、5.5m程度の遊歩道幅を取る、車路と歩道の間に車止め（ボラード）を設ける、車路にハンプ等を設けてスピードを落とす仕掛けづくりをするなど、対策は採られることとされている。

エ 子育て・教育効果

(ア) プール

夏場の2ヵ月間のみの営業を行っていた王子プールには、50mの競技用プール、25mの補助プール、そして幼児用プール（すべて屋外）があるが、1960年（昭和35年）に設置され60年以上が経過している。この代替は全天候型の市立ポートアイランドスポーツセンターのほか市民福祉交流センター内の市民福祉スポーツセンターなどが近隣のプールとなる。また、幼児用プールについても、ポートアイランドスポーツセンターに備えている。さらに、王子公園周辺住民の幼児利用も実態として見受けられる状況にあるため、一定の配慮として、再整備で設置予定の「緑の広場」において、子どもたちが初夏から秋口にかけて水遊びのできる親水空間を整備することとしている。なお、ポートアイランドスポーツセンターの25mプールと幼児プールは通年利用ができる。

(イ) 相撲場

相撲場は、請求人の陳述にも「市内に2カ所」とあったとおり、王子公園のほかは兵庫区内に1カ所という状況であるが、「総合公園」の性格からして、全市の施設配置の観点で考える必要がある。現状として王子公園では年2回の中学生による大会利用と週1回程度の利用が見られるが、利用頻度を鑑み、神戸市としては、全市で1カ所に見直すこととしている。

(ウ) テニスコート

テニスコートについても同様に、「総合公園」の性格からして、全市の施設配置を大前提に捉えるべきものであり、現状は王子公園に6面あるが、再整備に伴い、王子公園内に2面、このほか新たにポートアイランドに6面整備することとしており、市内全域のテニスコートの面数は増加する。なお、王子公園近隣ではこの2面のほか、王子南公園のテニスコート（土のコート 12面）もあり、再整備後も王子公園内外での利用が可能としている。

(エ) その他の施設

補助競技場（サブグラウンド）については、本来の用途はメインの陸上競技場

を補完する役割として、陸上競技大会時の試合前のアップ場や練習利用等であったが、平成14年に、市では王子スタジアムの位置づけを見直し、陸上競技場が日本陸連公認施設ではなくなったことから、その機能は既存他施設のほか新スタジアム等の施設で十分確保できることとしている。なお、公認施設ではなくなって以降は、ラジオ体操やジョギングなどの、地域住民の健康づくりの場や各種球技利用、陸上競技の練習等の用途が中心となっており、この、いわば周辺住民の利用については、再整備で新たに整備される「緑の広場」、「みんなの広場」や「多目的広場」において対応することとしている。また、近隣校の部活動等に配慮し、新スタジアムを一般開放する時間帯を設定することとし一定の配慮も見られる。

なお、新スタジアムのトラックが4レーンになることで運動会のクラス対抗リレーができなくなるとの請求人の懸念については、今年度、王子公園で運動会を予定している市内小中学校を教育委員会へ確認したところ、1学年3クラス程度の規模の小学校が灘区内で1校、他区の中学校で1校という状況であった。

オ コミュニティ形成効果

小学生向けの消防訓練や六甲ファミリーまつりなど地域団体が活動できる場所が整備されないことでコミュニティ形成効果に悪影響がでるとの懸念については、再整備によって、消防訓練をはじめ、ラジオ体操等の地域活動ができる広場や六甲ファミリーまつりなどのイベントに使用できる空間を確保することとしており、再整備後も地域のコミュニティ形成に資する活動場所を、新スタジアムをはじめ、「多目的広場」、「みんなの広場」、「緑の広場」などにおいて、引き続き実施することが可能であると神戸市所管局は説明している。

活動内容	活動場所（整備前）	活動場所（整備後）
六甲ファミリーまつり	平面駐車場	緑の広場
ラジオ体操	補助競技場	緑の広場、多目的広場、みんなの広場
たこあげ大会	王子スタジアム	新スタジアム
グランドゴルフ大会	王子スタジアム	新スタジアム
周辺の小・中学校、高校運動会	王子スタジアム	新スタジアム
消防訓練等	補助競技場	緑の広場、多目的広場 みんなの広場 新スタジアム

(3) 大学誘致の公益性

ア 大学によって期待できる効果

王子公園の一部廃止により大学を誘致する方針としているが、一般的に大学等に

は、知的資源と人材の集積拠点として、教育・研究機関の機能に加え、若年層の転入や定着促進、昼間人口の増加にも大きく寄与し、また、当該地域で実施される事業やイベントとの連携や協力など地域交流を図ることで、地域課題の解決、地域経済の基盤強化など、地域社会において有益な機能・役割・効果がある。神戸市内には、現在、23 の大学・短期大学が立地し、約 7 万人の学生が学んでおり、大学等の教育・研究資源を市政課題の解決につなげるため、様々な大学連携事業に取り組んでおり、王子公園においても、これらの効果が期待できる。

<参考>市内大学等との主な連携事業

- ・一般社団法人大学都市神戸産官学プラットフォーム《参画大学 10 大学》
- ・「大学の知」を活用した市政課題の調査研究制度
- ・神戸未来医療構想
- ・神戸女子大学と神戸市選挙管理委員会との連携
- ・神戸北未来共創アライアンス
- ・包括連携協定《協定先：4 大学》
- ・KOBE 学生地域貢献スクラム／BE KOBE 学生ナビ

イ 大学誘致の公益性

「神戸 2025 ビジョン」の「基本目標 1 魅力的な仕事の創出と産学連携による経済成長」として、大学卒業後の 25 歳～29 歳の世代の転出超過傾向などから既存の地元産業の活性化対策と、新たな産業の振興に危機感を持って取り組む必要があるため、魅力的な仕事の創出や企業環境の充実に引き続き取り組むこととしている。また、市外から人材を呼び込み、関係人口を創出・拡大して地域づくりに携わる方の増加に繋げることにより、製造業に加え、情報通信産業など都市型創造産業とそれを担う多様な人材の育成を図ることとしている。

「大規模公園ビジョン」では、大規模公園の将来の方向性として、「市民全体の利益につながるように大規模公園の価値のさらなる向上を図っていきます」としている。

また、王子公園エリアの地域団体からは、人口減少や少子高齢化に伴い、高齢者世帯の増加や地域住民の孤立化、担い手不足などの課題が挙がっており、地域活動の場においても、参加者の減少やメンバーの高齢化が進んでいるとの声が多くあると神戸市所管局は説明している。

こうした背景がある一方、王子公園は老朽化しておりリニューアルの検討が必要であった。

このような状況を踏まえると、文教エリアである王子公園に大学を誘致することは、新たな価値創出を目指す本市にとって、都市型創造産業を担う多様な人材の輩出が期待でき、さらに、住民同士のふれあいや交流に課題のある王子公園周辺エリアにとって、学生との交流は、これらの改善が期待できる有力な施策と言える。

ウ 大学に求める役割

こういった大学による効果と併せて、この度の王子公園の一部廃止による大学誘致において、大学に求める事項として、求める大学像を「王子公園周辺エリアの歴史と文化を尊重し、地域そして世界に開かれた大学」と設定し、大学設置・運営事業者に対し、王子公園周辺エリアの持つこれまで教育機関が集積してきたという歴史と文化を尊重するとともに、「持続可能な地域社会の形成に貢献すること」を求めている。また、神戸市は、大学誘致を「神戸 2025 ビジョン」の実現に繋げるため、大学設置・運営事業者に対し、「企業等との連携により、国際性・多様性が創出され、都市ブランドの向上に資する取り組み」や、「学生と地域住民の間の良好な関係の構築に資する取り組み」など、地域経済・地域社会への貢献につながる具体的な提案を求めている。

エ 関西学院に期待できる効果

さらに、公募の結果選ばれた関西学院は、事業実施計画において

- ・新キャンパスにおいて、学際的な学びを重視し、現代の複雑な課題に対応できる、新たな価値を自ら生み出す人材を育成する
- ・人材育成にあたっては、地域や企業等と一体となった産官学民連携のもと、既存のキャンパスと相互補完しながら、学びを通して地域や人々とのつながりを創出する
- ・学生が履修するカリキュラムにおいても、地域、企業、自治体、学生が協働する機会を設けること
- ・ライブラリー、レストラン、カフェ等の市民開放

としており、こうした協働を通じ、学生は神戸市や地域への愛着を育み、神戸市内の企業等への理解を深め、市内での就業、定住のきっかけとなることが期待され、結果的にさらなる新たな価値の創造が期待できる。

なお、神戸市と関西学院との「基本協定」においては、関西学院は神戸市が承認した事業実施計画に基づいて事業を実施しなければならないと定めているとともに、事業実施計画に変更が生じた場合は神戸市の承認を必要とすることで、公募時に求めた役割が確実に履行されるようにしている。さらに本件契約においても、事業実施計画に従って土地利用を行わなければならないことや、事業実施計画に基づく土地利用を変更しようとするときはあらかじめ神戸市の承認を得なければならないことを定めており、土地の引渡し以降も事業実施計画が確実に履行されるように担保している。

さらに、当該エリアは地区計画により、建築物等の用途について、大学・高等専門学校等に制限されている。

(4) 手続き

請求人は、手続きの疑問として、「公園緑地審議会が出た問題点や意見が、都市計画審議会での審議の対象とならないのは手続き上おかしいのではないか」と主張しているため、この点について検討する。

公園緑地審議会は、「神戸市の公園及び緑地に関する施策の重要事項についての調査審議に関する事務」を行うものである一方、都市計画審議会は、都市計画公園を含む「都市計画について審議等」を行うものであり、各審議会は審議の対象や視点が異なるため、それぞれの役割に応じて議論・審議が行われるものである。今回の王子公園関連では、令和6年1月23日開催の公園緑地審議会において、都市公園である王子公園の「王子公園再整備基本計画（案）」の議論がなされた。一方、令和6年2月5日開催の都市計画審議会では、王子公園に関連する都市計画（駐車場の変更、公園の変更、地区計画の決定）が審議されたものであり、対象となる案件が異なることから公園緑地審議会から都市計画審議会へ報告するという関係にはない。

また、都市公園法に定める都市公園の廃止は公園緑地審議会や都市計画審議会において決定することを求めているが、公園管理者において定めるものである。なお、都市公園法に定める事務手続きとして「公告」が未了であるが、これについては、現行施設の利用者に配慮し、土地の引渡直前まで利用可能とするとの観点で未了としているところである。

さらに、都市公園法で義務付けられているものではないが、都市公園の一部を廃止し、大学に転用することを神戸市が決定する前に、再整備基本方針について、市民意見募集や意見交換会を実施している。また、誘致する大学が決定した後に策定した再整備基本計画についても、市民意見募集を実施し、市民意見募集で出された市民意見を踏まえ、公園緑地審議会での議論を経て決定している。

＜参考＞都市公園法（昭和31年法律第79号） 抜粋

第2条の2（都市公園の設置） 都市公園は、次条の規定によりその管理をすることとなる者が、当該都市公園の供用を開始するに当たり都市公園の区域その他政令で定める事項を公告することにより設置されるものとする。

第30条（報告及び資料の提出） 地方公共団体は、都市公園を設置し、その区域を変更し、若しくは都市公園を廃止したとき、又はこの法律に基づく条例を制定したときは、国土交通省令で定めるところにより、国土交通大臣に報告しなければならない。

＜参考＞都市公園法施行令（昭和31年政令第290号） 抜粋

第9条（都市公園の供用を開始するに当たり公告する事項） 法第2条の2の政令で定める事項は、都市公園の名称及び位置並びに供用開始の期日とする。

＜参考＞神戸市都市公園条例（昭和33年3月31日条例第54号） 抜粋

第3条 市長は、都市公園を設置し、その名称若しくは区域を変更し、又は都市公園

を廃止するときは、当該都市公園の名称、位置、区域その他必要と認める事項を公告しなければならない。

このほか、王子公園は都市計画法に規定する都市施設である「都市計画公園」でもあり、その全部又は一部の廃止に関しては都市計画法上の手続きが必要となる。関連する都市計画（駐車場の変更、地区計画の決定）を含め、都市計画法で定められた手続きとしては、公聴会の開催、都市計画案縦覧、都市計画審議会への付議、都道府県知事協議及び都市計画の決定並びに告示があり、地区計画については、神戸市地区計画及びまちづくり協定等に関する条例で定められた手続きとして、地区計画（素案）の縦覧がある。令和6年5月31日付けの告示をもってすべて完了済みであり、これらはすべて適正に行われていた。

＜参考＞都市計画法（昭和43年法律第100号） 抜粋

第16条（公聴会の開催等） 都道府県又は市町村は、次項の規定による場合を除くほか、都市計画の案を作成しようとする場合において必要があると認めるときは、公聴会の開催等住民の意見を反映させるために必要な措置を講ずるものとする。

2 都市計画に定める地区計画等の案は、意見の提出方法その他の政令で定める事項について条例で定めるところにより、その案に係る区域内の土地の所有者その他政令で定める利害関係を有する者の意見を求めて作成するものとする。

第17条（都市計画の案の縦覧等） 都道府県又は市町村は、都市計画を決定しようとするときは、あらかじめ、国土交通省令で定めるところにより、その旨を公告し、当該都市計画の案を、当該都市計画を決定しようとする理由を記載した書面を添えて、当該公告の日から二週間公衆の縦覧に供しなければならない。

2 前項の規定による公告があつたときは、関係市町村の住民及び利害関係人は、同項の縦覧期間満了の日までに、縦覧に供された都市計画の案について、都道府県の作成に係るものにあつては都道府県に、市町村の作成に係るものにあつては市町村に、意見書を提出することができる。

第19条（市町村の都市計画の決定） 市町村は、市町村都市計画審議会（当該市町村に市町村都市計画審議会が置かれていないときは、当該市町村の存する都道府県の都道府県都市計画審議会）の議を経て、都市計画を決定するものとする。

2 市町村は、前項の規定により都市計画の案を市町村都市計画審議会又は都道府県都市計画審議会に付議しようとするときは、第十七条第二項の規定により提出された意見書の要旨を市町村都市計画審議会又は都道府県都市計画審議会に提出しなければならない。

3 市町村は、都市計画区域又は準都市計画区域について都市計画（都市計画区域について定めるものにあつては区域外都市施設に関するものを含み、地区計画等にあつては当該都市計画に定めようとする事項のうち政令で定める地区施設の配置及び規模

その他の事項に限る。)を決定しようとするときは、あらかじめ、都道府県知事に協議しなければならない。

第 20 条（都市計画の告示等） 都道府県又は市町村は、都市計画を決定したときは、その旨を告示し、かつ、都道府県にあつては関係市町村長に、市町村にあつては都道府県知事に、第十四条第一項に規定する図書の写しを送付しなければならない。

2 都道府県知事及び市町村長は、国土交通省令で定めるところにより、前項の図書又はその写しを当該都道府県又は市町村の事務所に備え置いて一般の閲覧に供する方法その他の適切な方法により公衆の縦覧に供しなければならない。

3 都市計画は、第一項の規定による告示があつた日から、その効力を生ずる。

＜参考＞神戸市地区計画及びまちづくり協定等に関する条例（昭和 56 年 12 月条例第 35 号）抜粋

第 14 条 市は、地区計画等の案を作成しようとするときは、あらかじめ、その旨並びに当該地区計画等の種類、名称、位置及び区域を公告し、当該地区計画等の案の内容となるべき事項（以下「素案」という。）を 2 週間公衆の縦覧に供しなければならない。

2 市は、前項の規定により素案を公衆の縦覧に供しようとするときは、あらかじめ、素案の縦覧開始の日及び縦覧場所を公告しなければならない。

(5) 判断

ア 神戸市が行った公園の一部廃止は、都市公園法第 16 条第 1 号の「公益上特別の必要がある場合」に該当するのか

(ア) 都市公園法第 16 条第 1 号の適用

上記(1)にあるとおり、「公益上特別の必要がある場合」に該当すると判断する際に、都市公園法運用指針に定める「留意すべき事項」については、すべての点について留意していることが認められる。

(イ) 公益性の比較衡量

上記(2)の各項目の王子公園再整備前と後の比較衡量においては、

- ・ア(イ)のとおり、周辺学校園等とあわせて緊急避難場所としての機能は格段に向上する
- ・ウ(ア)やエ(ウ)のとおり、従前と比べても機能向上が見込まれる
- ・エ(エ)のとおり、従前と比べて機能は拡充されている
- ・オのとおり、従前機能は十分確保されている

このほか、エ(イ)など、一部には機能が減少する部分もあるが、他方においては再整備により向上する機能が多数認められる。また、「総合公園」の性格からして、全市の施設配置の観点から、ウ(ア)や、エ(イ)などスポーツ競技種別ごとの実施状況、利用者ニーズ、施設の分布状況などを踏まえストックの適正化を図るという神戸市の判断には一定の合理性が認められる。なお、請求人が懸念を示すものには、住民監査請求の対象ではないものが含まれており、これらの事項については、

評価していない。

以上のように、これまでの都市公園の機能は十分維持されていることが確認できており、再整備後には大学により新たな価値が付加されることから、公益性がさらに高まると判断できる。このことから、「その区域を都市公園の用に供しておく」よりも「他の施設に利用すること」の方が公益上より重要であると認められる。

以上のことから、その判断プロセスは都市公園法運用指針に則った適正なものであると認められる。また、同運用指針には、上記(1)に定める各点に留意しながら、『客観性を確保しつつ慎重に判断した場合については、「公益上特別の必要がある場合」と解して差し支えない』と定められていることから、都市公園法第16条第1号に定める「公益上特別の必要がある場合」との神戸市長の判断は適正に行われている。

イ 法的手続きは適正に行われたか等

上記(4)のとおり、都市公園法に定める手続きについては、公告を残しているが、これは施設利用者への配慮という理由であるため、一定の合理性が認められる。また、都市計画法に定める都市施設の廃止その他の手続きについても瑕疵は認められなかった。

なお、市民への説明については上記(1)オで述べたとおり一定の配慮が見られるところであり、期間についても神戸市民の意見提出手続に関する条例等に定められたとおり適正に行われているものと確認した。

以上のことから、都市公園法第16条第1号を適用し、王子公園をこのまま維持することの公益性よりも、それを一部廃止し大学施設を設けることの方が新たな価値創出につながることから、神戸市及び神戸市民全体の利益に適うものであるため、公益性が優越するとの判断は不合理ではなく、裁量権の逸脱又は濫用があったとは言い難い。また、手続きに関しても不備はなく適正に行われていた。

第5 結論

以上のことから、本件契約の締結及び履行は、違法かつ不当なものとは言えない。

よって、請求人の主張には理由がなく、措置の必要性を認めない。

監査の結果については以上であるが、下記の意見については留意されたい。

1 意見

長年慣れ親しんできた施設のリニューアルにおいて、将来ビジョンを持ち新たな価値

や魅力を付加することは極めて重要である。そして、新たな価値や魅力の潜在的な力を市民と共有するには、今後とも市民の共感を得るための努力が欠かせない。これからも、幅広い共感につながり創意工夫のある説明や広報啓発に適宜取り組まれるよう要望する。